

期日指定定期預金

平成26年11月4日現在

商 品 名	期日指定定期預金
販 売 対 象	個人の方のみ
期 間	最長3年(据置期間1年) ※満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知する必要があります。 ※預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預 入 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	一括預入 1円以上300万円未満 1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 方 法 (3)計 算 方 法	固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
手 数 料	—
付加できる特約事項	(1)自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率) (2)個人の方はマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	据置期間中に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数にて6ヵ月未満は解約日時点の普通預金利率、6ヵ月以上1年未満は「2年以上」の約定利率に0.4を乗じた利率により計算した利息とともに払い戻します。
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示用モニター又は、店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>(1) 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率より計算します。</p> <p>(2) 満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p>
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>